

令和3年度 第2回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和3年5月27日（木）午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室②

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和3年度第1回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第1号 令和3年度一般会計（教育委員会）補正予算第1号予算要求について
- 日程第5 議案第2号 宮古島市教育支援委員会規則の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 現職教職員の大学への派遣及び補助金交付要綱の制定について
- 日程第7 議案第4号 宮古島市教育委員会職員の人事異動について
- 日程第8 報告第1号 公用車の事故に伴う専決処分の報告について
- 日程第9 その他 宮古島市教育大綱の策定について

議案第1号

令和3年度一般会計（教育委員会）補正予算1号補正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年5月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

令和3年第4回宮古島市議会（定例会）に提案する「令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）」に教育委員会関係予算を計上するため、本案を提出します。

令和3年度一般会計（教育委員会）補正予算（1号補正）総括表

（単位：千円）

歳入	補正 予算額	左の財源内訳					備考（主な内容）
		国庫	県	市債	その他特財	一般財源	
17 県支出金	△ 1,295		△ 1,295				県教育支援体制整備事業費補助金：△2,135 教育課程事業委託金（研究指定校）北小・南小・東小・平良第一：840
歳出	補正 予算額	左の財源内訳					備考（主な内容）
		国庫	県	市債	その他特財	一般財源	
10 教育費	29,348		△ 1,295			30,643	
教育総務費	9,114		△ 1,295			10,409	
事務局費	5,791					5,791	学校規模適正化対策費（旧城辺中不動産価格等調査、旧砂川中測量分筆）：3,921 まていだ教室補修工事等（シロアリ防除・床補修・進入路改修）：1,870
教育指導費	840		△ 1,295			2,135	スクールサポートスタッフ配置事業：財源振替 研究指定校委託事業（北小・南小・東小・平良第一）：840
教育研究所運営費	2,483					2,483	会計年度パート任用職員報酬：1,236 会計年度パート任用職員期末手当：99 会計年度パート任用職員通勤手当：28 福井大学大学院への教職員派遣補助金：1,162 教師力アップLQライフスキル：△1,263 作業療法士保幼小中学校派遣プログラム事業：1,221
小学校費	9,842					9,842	
学校管理費	8,591					8,591	砂川小学校電話機リース：213 西辺小学校遊具設置：5,254 福嶺小学校改修工事：3,124
教育振興費	1,251					1,251	クラス編成及び特別支援学級配置に伴う教師用教科書及び指導書：1,251
中学校費	1,789					1,789	
学校管理費	1,789					1,789	北中学校管理棟屋上防水工事：359 北中学校管理棟外壁診断及び外壁改修工事設計業務：1,430
社会教育費	2,060					2,060	
文化財保護費	752					752	文化財保護活動事業費（軽トラリース料）：226 宮古馬牧草等保管施設整備工事：526
文化ホール運営費	1,308					1,308	文化ホール自動制御設備賃貸借：852 文化ホール使用料還付金：456
保健体育費	6,543					6,543	
給食センター運営費	6,543					6,543	平良調理場調理室天井照明取替工事：536 城辺調理場排水処理施設改修工事：4,986 上野調理場排水処理施設ポンプ等増設工事：1,021

議案第 2 号

宮古島市教育支援委員会規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年5月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

近年の就学支援申請件数増加に伴う保護者面談件数の増加に鑑み、保護者面談を行う委員の定数を増やす必要があるため、本案を提案します。

別紙

宮古島市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

宮古島市教育支援委員会規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「委員20人以内」を「委員25人以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮古島市教育支援委員会規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>宮古島市教育支援委員会規則</p> <p>平成17年10月1日 教育委員会規則第17号</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、委員<u>20人</u>以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(5) （略）</p>	<p>宮古島市教育支援委員会規則</p> <p>平成17年10月1日 教育委員会規則第17号</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、委員<u>25人</u>以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(5) （略）</p>

○宮古島市教育支援委員会規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第17号

改正 平成26年5月30日教委規則第13号

(題名改称)

令和元年12月26日教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市附属機関設置条例（令和元年宮古島市条例第28号）第3条の規定に基づき、宮古島市教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元教委規則15・全改)

(担当事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じて、宮古島市立幼稚園、小学校及び中学校において特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の教育支援を行うため、判定及び教育措置について、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 就学支援のための判定
- (2) 教育相談の実施
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 関係機関との提携
- (5) その他必要な事項

(平26教委規則13・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 特別支援学級若しくは通級指導教室を有する宮古島市立幼稚園長、小学校長及び中学校長
- (2) 特別支援学級担当教諭
- (3) 医師
- (4) 特別支援学校教諭

(5) その他教育長が適当と認める者

(平26教委規則13・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選で定める。

2 会長は、委員会を代表して会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。ただし、第2条第1号の議案については、全員一致でなければならない。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(部会の設置)

第8条 委員会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員会の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるときはその職務を代理し、部会長が欠けたときは、その職務を行う。

6 部会は会長が招集し、部会の委員の半数以上をもって成立する。

7 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平26教委規則13・追加、令元教委規則15・旧第10条繰上)

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(平26教委規則13・旧第10条繰下、令元教委規則15・旧第11条繰上)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平26教委規則13・旧第11条繰下、令元教委規則15・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日教委規則第13号)

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月26日教委規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 号

現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年5月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

福井大学大学院 福井大学、奈良女子大学、岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科への教職員の派遣に関する規定を定めるとともに、補助金を交付するには、要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科と
宮古島市教育委員会との連携に関する協定書

福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科(以下「甲」という。)と宮古島市教育委員会(以下「乙」という。)は、相互の連携に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互の協力により連携し、教職員の資質能力の向上及び相互の人的・知的資源の交流・活用を図るとともに、学校教育上の諸課題に適切に対応することにより、大学における教育・研究及び宮古島市の教育の充実、発展に寄与することを目的とする。

(連携の内容)

第2条 甲と乙が連携する内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育上の諸課題への対応に関すること。
- (2) 研究成果の提供並びに人的及び知的資源の交流に関すること。
- (3) 教職員の資質能力の向上に関すること。
- (4) 甲への入学に伴う奨学支援と履修方法に関すること。
- (5) その他甲と乙が必要と認める事項。

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、同一内容でさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携に関し必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

2 この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙は協議してその解決を図るものとする。

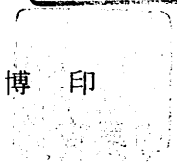
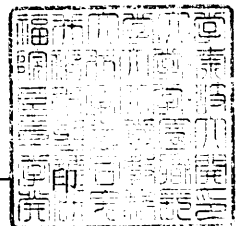
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月17日

甲 福井県福井市文京3丁目9番1号
福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学
連合教職開発研究科長 柳澤昌

乙 沖縄県宮古島市城辺字福里600番地1
宮古島市教育委員会

教育長 宮國博 印



現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮古島市教育委員会（以下「委員会」という。）と福井大学大学院 福井大学、奈良女子大学、岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科（以下「大学院」という。）との連携に関する協定書に基づき大学院に派遣される宮古島市立小中学校の現職教職員（以下「派遣教職員」という。）に対し補助金を交付することにより、確かな指導理論と優れた実践力を身に付け、学校教育における指導的役割を果たす人材を育成し、宮古島市の教育の充実並びに発展を図ることを目的とする。

(派遣資格者)

第2条 派遣教職員の資格を有する者（以下「派遣資格者」という。）は、宮古島市立小中学校に所属する本務教職員であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学院で定める大学院生募集の出願資格を有し、入学が認められた者
- (2) 大学院修了後引き続き5年以上宮古島市立小中学校に教職員として勤務することを誓約した者
- (3) 出願時において教職員経験が5年以上である者
- (4) 勤務する学校長が推薦する者

2 前項の派遣資格者のうち派遣を希望する教職員は、連携大学院派遣希望申請書（様式第1号）により委員会へ申請をする。

(派遣期間等)

第3条 派遣教職員の派遣期間及び修学年限は、2年間とする。

(派遣人数)

第4条 派遣教職員的人数は、当該年度に2名以内とする。

(受験の同意)

第5条 委員会は、第2条第2項の規定による申請を受けたときは、大学院への受験の同意の可否を決定し、当該者に対し通知する。

(派遣の決定及び取消し)

第6条 前条の規定により受験の同意を得た者が大学院を受験し、合格した場

合は、大学院への入学が内定した時点で委員会が派遣を決定する。

2 委員会は、派遣が決定した教職員に派遣決定通知書（様式第2号）を交付する。

3 委員会は、派遣教職員の資格又は要件等を欠く状況が生じた場合は、派遣の決定を取り消し、又は中止することができる。

（服務上の取扱い）

第7条 派遣教職員は、現職教職員として服務に従事しながら大学院に修学するものとし、その取扱いについては、次の各号のとおりとする。

(1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の規定による研修とする。

(2) 学校の校務に支障がでない限り、所属長の承認を受けて研修を行う。

(3) 派遣教職員が所属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行う場合は、研修出張として取り扱うものとする。

（研修経過の報告）

第8条 派遣教職員は、研修経過を委員会及び所属長に報告を行う。

（研修修了と報告）

第9条 派遣教職員の研修は、大学院が定める所定の課程の修了が認められたことをもって修了とする。

2 派遣教職員は、研修修了後、研修成果の活用状況について研修実績報告書（様式第3号）により委員会及び所属長に報告を行うものとする。

（派遣研修成果の活用）

第10条 派遣教職員は、研修修了後、各学校で指導的役割を担う教員として研修成果の還元に努めるとともに、宮古島市の教育の充実並びに発展に資するものとする。

（庶務）

第11条 派遣に関する庶務は、宮古島市立教育研究所が行う。

（補助金の額）

第12条 大学院への修学における補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 大学院が授業料の半額を免除する場合 入学料の全額に相当する額を交付する。

(2) 第7条第3号の規定による研修出張のため島外へ渡航する場合 交通費（航空賃含む）及び宿泊費の70パーセントを上限として予算の範囲内で交付する。

（補助金の請求及び交付）

第13条 派遣教職員は、前条第1号に規定する補助金の交付を受けようとするときは、入学料補助金交付請求書（様式第4号）により委員会に請求をするものとする。

2 派遣教職員は、前条第2号に規定する補助金の交付を受けようとするときは、研修派遣補助金交付請求書（様式第5号）に年間研修出張計画書（様式第6号）を添えて、委員会に提出するものとする。

3 委員会は、前2項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該派遣教職員に対し補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第14条 委員会は、第6条第3項の規定により派遣の決定を取り消し、又は中止した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該派遣教職員に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、派遣教職員の派遣に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号 (第2条関係)

年度連携大学院派遣希望申請書

<p>希望コース</p>	<p>授業研究・教職専門性開発コース ミドルリーダー育成コース 学校改革マネジメントコース</p>
<p>カタガナ 氏名 生年月日</p>	<p>(西暦) 年 月 日生 (男・女)</p>
<p>住所</p>	<p>〒 宮古島市</p>
<p>所属校</p>	
<p>派遣希望理由</p>	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

宮古島市立 学校
校 長 殿

宮古島市教育委員会
教育長
（公印省略）

年度 派遣決定通知書

みだしのことについて、貴職員（ ）を派遣することを決定
しましたので、通知いたします。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 殿

連携教職大学院派遣教職員
氏 名

研修実績報告書

わたくし、 年度連合大学院派遣教職員（ ）
は、本年度の研修修了に当たり、みだしの報告書を別添により提出いたします。

記

1 研究実践報告書 3部

様式第4号(第13条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 殿

宮古島市立 学校
氏名 印
住 所

年度 入学料補助金交付請求書

年度 福井大学教職大学院入学料補助金交付について、次の関係書類
を添えて請求します。

記

- 1 補助事業名 : 福井大学教職大学院入学料補助金
- 2 入 学 日 : 年 月 日
- 3 補助金交付請求額 : 円
- 4 添付書類
 - (1) 入学通知書
 - (2) 入学料振込証明書
 - (3) その他必要書類

様式第5号(第13条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会

教育長 殿

学 校 名 宮古島市立 学校

派遣者氏名 印

研修派遣補助金交付請求書

年度 福井大学教職大学院への研修派遣補助金交付について、次の通り報告し、関係書類を添えて請求します。

記

1 研修期日 年 月 日 ~ 月 日

2 研修場所

3 補助金交付決定額 円

4 補助金精算額 円

減額 (△ 円)

減額理由

5 添付書類:

(1) 支出決算書

(2) 支出証拠書類等

議案第 4 号

宮古島市教育委員会職員の人事異動について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年5月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

教育委員会職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定により承認を得る必要があるため、本案を提出します。

報告第1号

公用車の事故に伴う専決処分の報告について

生涯学習振興課の利用する公用車の事故について専決処分を行いましたので報告いたします。

令和3年5月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子